

第7期 第2回阪南市自治基本条例推進委員会 会議録（概要）

名称	第7期 第2回自治基本条例推進委員会
開催日時	令和5年10月30日（月） 午後6時30分～
開催場所	阪南市役所3階 全員協議会室
出席者	【委員】新川委員長、北浦委員、田中委員、斉藤委員、奥野委員、堀委員、小谷委員、尾川委員、小坂委員、高垣委員 10人出席 【市】未来創生部 水口理事、政策共創室 藤原理事（兼）室長、御坊谷室長代理、岩下総括主査、根来総括主事
傍聴人数	0人
議題	○（仮称）阪南市地域まちづくり協議会条例の制定について中間報告
資料	○資料1 （仮称）地域まちづくり協議会条例について ○資料2 （仮称）阪南市地域まちづくり協議会条例(素案)
会議	あいさつ 委員長 皆さんこんばんは。従前より事務局からご案内がありますとおり、阪南市地域まちづくり協議会条例を制定しようということで準備を進めてきていただきました。現在、本委員会の中に部会を設けまして、ご議論をしてきていただいているかと思います。本市の自治基本条例については、これまでに市民参加や或いは住民投票について、個別具体的な内容の充実に努めてきたところです。本条例の言わば土台に当たる住民自治の一番基本的な組織として、自治基本条例を発展させるような、そういう制度の議論を是非していただきたいということで前回から本格的なご議論が始まったところであります。本日は、これまでに部会等でご議論いただいたご意見等を事務局から中間報告という形でご説明いただく予定です。その後、この新たな仕組みを当委員会としてどういうふうに進めていけば良いかご議論いただき、最終形に向けて議論を煮詰めていく作業ができればと思っています。それでは早速、お手元の今日の次第に従いまして、本委員会で進めて参りたいと思います。事務局からこれまでの検討状況等を踏まえてご報告をお願いいたします。 【（仮称）阪南市地域まちづくり協議会条例の制定について中間報告】 事務局 （仮称）阪南市地域まちづくり協議会条例の制定について中間報告を資料1と資料2に基づき説明。 （推進委員からの意見、質疑・応答） 委員長 ありがとうございます。地域まちづくり協議会の枠組みの構築について、部会の検討結果をご報告いただきました。まずは、基本部分について条例として定めていこうということ。実際にその運営や内容については、別途規則や或いは要綱等でその活動内容について更に定めていく。その中で条例に基づいて様々な助言や支援が行われていくとしてご議論いただいたところです。部会の皆様には、ここまで議論をしていただいたことを改めて感謝を申し上げます。勿論、これで終わりではなく、これから議論を更に煮詰めていかなければならないということで、よろしく願いいたします。ご意見いかがでしょうか。 委員 第5条に記載されている活動について、2番目は情報共有、3番目は意思決定と書いてあると思います。ただ、その3番目「まちづくりの目標、活動方針、内容などを定めた地域計画を策定すること。」という文があります。これは策定するだけであり、活動をするというような記述が必要なのではないかというのが1点です。また、地域の課題というところで、恐らくソフト面の活動だと思いますが、例えばこのまちづくり協議会でソフト面ではなく、ハード面の議論或いは提案を許容されるのかどうか。コミュニティバスに関する問題やコミュニティセンターの設立といったハード面を任せることがあれば、そのような部分が議論の対象になってくるように思います。地域にその辺をどう許容して議論をしてもらうのか、或いは総合計画等との関連でそのようなハード面は違うというような歯止めをするのか。その辺を少しお聞かせ願いたいと思います。 委員長 ありがとうございます。第5条第3項のところでご意見をいただきました。事務局において検討の経緯等があればお願いしたいと思います。 事務局 現在、当局の方で検討している内容ですが、まずは地域計画を策定いただきたく、その旨を本素案に記載したところです。「活動すること」というのは、条文に必然的に入ると我々は解釈していました。ここに書いた方がよいという皆様のご意見でありましたら、記載して支障ないと考えています。もう1つですが、ハード面を地域計画の中で書くかどうかという点ですが、それは地域で決めることだと思います。そのため、持続的に活動していくにあたり、必要であれば、それを記載されても私は問題ないと思っています。 委員長 ありがとうございます。他によろしいですか。 委員 補助金や認定について事がハードルが高いと思い、部会の際にも質問させていただきました。今後、検討の余地はあると存じますが、行政としても前向きに捉えて進めていただいたという点のは大変良かったと思います。

委員長	ありがとうございました。認定及び認定後の補助金交付については、行政から支援の一環であり得ることと思っています。また、実際にどのような規則や要綱が今後できていくのか。その方向付けに係る議論は、この大枠を作るところで必要なのかもしれません。この部分については、引き続き、ご意見いただきながら議論ができればと思っています。その他、いかがでしょうか。
委員	地域まちづくり協議会の設立について、「認定」として、設立要件が条文に書かれています。その第3項に、「規定する認定に関する手続きは市長が別に定める」とありますが、これはどういう意味でしょうか。 また、設立に対して届出にするのか、或いは行政の指導で行うのか。具体的にその部分はどのように考えているのかお聞かせください。
委員長	それでは、質問ありました点について事務局からお答えいただければと思います。
事務局	1つ目のご質問にありました、第1項に規定する「認定に関する手続きは市長が別に定める」と記載しています。これは規則のことを指していることになります。 その規則の中で、設立をしようという団体は、様式第〇号に規定する届出書、申請書等と添付資料として何々を付けてください、というように規則の中で定めるような想定をしています。認定の方については、両方手続きを行うのかという質問でよろしいでしょうか。
委員	本条例が制定されたとします。その先に、届出制になるのか或いは行政の方からこの地区でまとめなさいと指導をするのか、その辺がどうなるのかお聞きしたい。
事務局	行政としましては、まちづくり協議会は地域から自発的に生まれる組織だと考えています。行政の方から地域の方でこう作ってくださいということではなく、必要に応じて地域が自ら立ち上げることが出来るように本条例を整備しておきたいと考えています。 当然、我々としては、まちづくり協議会が必要だと考えていますので、意識醸成のためのご案内等はさせていただきます。 しかしながら、設立するかどうかは、地域のご判断にお任せをするということになります。
委員長	その他のいかがでしょうか。
委員	補助金の件について、前回の委員会でいただいた資料「(仮称)地域まちづくり協議会の整備に向けて」には、設立した場合、3年間補助を出しますと記載があります。こちらについてお聞かせください。
事務局	補助については、地域でまちづくり協議会の設立に向けて取り組んでいくときに、地域の皆様がどのように課題を抱えているのかをまずは把握する必要があるかと存じます。 調査・アンケート等の実施に係る費用、郵送代、外部への委託費用等一定費用が必要になると思います。設立に係る準備資金として50万円を最大3年間受け取っていただくことが出来る補助金制度を検討しています。これは立ち上げるための下準備の段階でお使いいただける補助金とお考えください。また、設立後の運営費用や必要物品等に使っていただくための補助金については、現時点では金額等は未定となっています。
委員長	よろしいでしょうか。その他、ご質問、ご意見をお願いします。
委員	検討部会の検討結果及び変更された点で事務局の説明にない事項で気になる点が少しあります。それについて教えてください。 まず、第2条の用語について、前回の委員会で配布いただいた資料では、6番「参画」、7番「協働」、8番「共創」というものがありましたが、今回それを削除した理由をお聞かせください。 また、第5条第2項について「行政はお互いに補完し合いながら、まちづくりを行うこと」も削除されています。削除に至った理由を教えてください。 話し合いはされたのか或いは行政としての判断で削除されたのか、気になりました。よろしくお願いします。
事務局	まず、用語のところの参画及び協働、共創についてですが、用語の定義として協働と共創という表現の部分は大本となる自治基本条例の方で協働の提言があり、その解説の中では共創の考え方も十分に触れているところがあります。 そのため、その部分については、この条例自体が自治基本条例に基づきますので、文言としてはあえて書く必要は無いだろうという事で、部会長と相談をさせていただいたうえ、当局の判断で削除をさせていただいたところ です。 また、参画という表現も第1条の「参画」という部分以外に文言として出てこないという点も踏まえて、当局の判断として削除いたしました。 さらに、第5条のところで「行政と補完し合いながら」という形になっています。 そもそも「補完」というのが、どういう意味合いが非常に難しくなりますので、第7条のところで行政からの助言や支援という表現がありますので当局の判断で削除させていただいたという次第です。説明不足で申し訳ございません。
委員	1つ質問させてください。用語のところで、「市民」について説明されているようですが、これについては、地域活動団体の説明として「市民」という用語が必要だという判断でよろしいでしょうか。
事務局	「市民」については、自治基本条例において提言され、しっかり明記されています。本件について、事務局で検討した際に、委員がおっしゃる通り重複していることから削除しても良いかと考えましたが、地域まちづくり協議会においては、一市民の皆様も重要な構成員に該当するため、あえて目印として残しているような次第です。

委員	私は、以前にも小学校区という言葉は少し難しいのではないかと意見を述べました。今回、第2条第5項について、「概ね小学校区」というふうに言葉を修正していただきました。また、その後の「その他」の「地域に所在する自治会等その他の市民公益団体の参加を得ている団体である。」という部分について、私は理解出来ません。それらは自治会や市民公益団体のメンバーが入っている団体ということでしょうか。
事務局	そのエリア内に住まれる市民の方やその市民により構成されている自治会やその他の活動団体の参加もないとまちづくり協議会という形では呼びません、という形で用語の定義をさせていただいています。 要は色々な団体が参画をしているというのがまちづくり協議会になります。 言うならば、自治会だけでまちづくり協議会だということではなく、色々な団体が参画してネットワークを広げているという事がまちづくり協議会だと当局として考えているところとあります。ついては、こういう表現をして多様な参画を促していることになります。
委員	私たちは高齢者問題を解決するためにまちづくり協議会を作り活動しています。 このメンバーは、過去に自治会や色々なところの団体と関係していましたが、今現在は一旦離れたところで活動している。このように独自で高齢者の問題解決で活動しているというような団体は、この協議会に入らないのでしょうか。
委員長	いえいえ、もちろん入っていただかないと困るのですが。
委員	入れるのですね。
委員長	もちろんです。むしろ自治会も含めて、地域で地域のために活動しておられる方々やそういう団体がみんなこぞってこの地域まちづくり協議会に入っていていただき、それぞれの活動を伸ばしていただこう、その中でまた色々な新しい協力関係を作っていくという趣旨でございますので、入らないわけがないというふうにご理解いただければと思います。
委員	素案の第2条第4項について、これは4項ではなくて(4)ですね。 また、こちらに市民公益活動団体とありますが、これは基本条例では「公益」と記載されていないですね。基本条例の解説を見ますと恐らく同じだと思いますが、どちらかを統一した方がいいのではないのでしょうか。 さらに、もう1つは、(1)住民自治とありますが、前回提示された素案では、住民自治というものが第1条に入っていました。今回は、第1条にそれが入っていないですね。ということは、ここで用語の定義をする必要があるのではないのでしょうか。
事務局	ご意見ありがとうございます。まず1つ目の「市民公益活動団体」か「市民活動団体」という点ですが、これは検討部会の委員の方からもご指摘がありました。こちらは、事務局での修正が漏れていた点になります。申し訳ございません。 事務局といたしましては、自治基本条例の方に記載がある用語で統一をさせていただきたいと考えています。 もう1つ、住民自治の部分につきましては、こちら当初は委員がおっしゃるように、目的のところの最後の方で「地域における住民自治を推進すること」と表現がありましたので、住民自治の説明をするために盛り込んでいました。 そちらを少し修正した際に合わせて修正が漏れていまして、これ以降この状況の中で住民自治という表現が出てきません。ついては、この文言についても一旦削除させていただきたいと思っています。申し訳ございません。
委員長	文言の整理は、まだ中間段階でこれからということですがよろしく願いいたします。その他いかがでしょうか。
委員	第6条について、「地域まちづくり協議会は次に掲げる活動を行ってはならない」の部分の(1)についてお聞かせください。私もどう質問していいかわからない部分もあるので事務局も答えに困るかもしれませんが、「宗教の教義を広め、儀式行事を行い」というところですね。 この地域は大変お祭りが盛んで、祭り組織で仲間づくりをされているかと思います。祭りで繋がっているのは非常に良い事ですけれども、協議会となった時に祭りとうどう擦り合わせていくのかなと少し感じました。
事務局	本市には、祭り文化がありますが、宗教を広める活動というより、伝統行事だと捉えています。宗教を広めることには該当せず、それとこれとは別としてご理解いただければというふうに思っております。
委員	そうした地域まちづくり協議会の中で、祭りについて取り上げても問題ないという事ですね。
委員長	何も問題ないと思います。むしろ、地域の伝統行事として祭りを皆さんが楽しみにされて、それを地域の中で守っていくこと、そして地域の住民の皆さんの福祉や楽しみを維持していくことは、地域をまとめるうえで、非常に大事なのではないかと思います。 また、第6条(1)のポイントは、宗教の教義を広める事を主たる目的とするようなまちづくり協議会はなしですよという事を言っているだけで、そうした伝統行事或いは活動行事の中に宗教的なものが入ってきてもそれが主たる目的でなければ、まちづくり協議会としては何も問題ないというふうにご考えていただければいいかと思います。
委員	今のお話しに関連しますが、例えば、前回の委員会でもいただいた資料では、自治会や福祉委員会など色々記載されています。その中に先ほどの祭り関係や神社や仏間は、地域としては意義があるというか、そういう組織だと思うんですけど。それも入れていいということですか。

事務局	地域活性や地域課題の解決を目的として、地域をもっと盛り上げていこうという地域の中にお寺さんとかがあって、その主旨に賛同して、構成のメンバーとしてご参画いただくというのは問題ないと思っています。 先ほどもお伝えしたように、そこが推し進めている宗教をまちづくり協議会の主たる目的として一緒に広めていこうとなるとこれはちょっと目的外になるのですけども、メンバーの一員として一緒にまちづくりに取り組んでもらうことは全然問題ないと思います。
委員長	ありがとうございました。他にご意見ありませんか。
委員	この趣旨から外れるかもしれませんが、自治基本条例というのは、市の最高規範に位置付けられていますよね。維新の会で議会基本条例を作ると拝見しました。それが成立したらどうなるのでしょうか。この自治基本条例の下に入るのか。そこら辺の関係を知りたいです。
事務局	現在、議会の在り方や議会における自治基本条例のようなものを一生懸命作っていて新たな条例が制定される見込みです。同じ条例なので厳密に上か下かという表現はありません。並列であると思っていただければと思います。
委員	自治基本条例は、市民と行政と議会の三者が一体になってまちづくりを推進していきますよという構成ですよね。それに基づいて私達は今、まちづくり推進条例を作っている。また、議会は議会でそういった条例を作っている。位置付けとしてはどう関わるのでしょうか。
委員長	基本的には自治基本条例が本市の最高規範で、みんなでこれを守っていきましょうということで作られていると思います。については、議会も当然この自治基本条例を尊重して議会の条例を作っていることになります。 併せて、議会基本条例は、自治基本条例の方針に沿って、議会として、明確にその活動を自ら方向づけたり、具体的なルールを作るために条例を準備しているのではないかと思います。 については、今回の地域まちづくり協議会の内容と調整が必要とは考えにくいと思われます。その他いかがでしょうか。
委員	第5条について「活動」と記載されていますが、高浜市のまちづくり条例が元になっていると思います。本市条例の素案はこれに非常によく似ていますが、この部分は2つぐらいに分けた方がいいと思うのですけど。 というのは、1つは地域計画ですね。これの策定というのは別に条文を改めて作って、その中に例えば、行政の総合計画等との整合性を確保するとか、そういうものを入れて、「策定」ももう少し詳しく書いた方がいいかなと思います。 それから、もう1つ。その残りの部分については、言わばまちづくり協議会の役割。そういった方に分けて書いた方が、わかりやすいと思います。
委員長	いくつかご意見をいただきましたが、事務局の方で既にご検討があったところがあればお願いをします。またこれからということであれば、また部会の方でもご議論いただけると良いのですが、いかがでしょうか。
事務局	ありがとうございます。ご指摘いただきましたところにつきましては、事務局としてはまだ検討しているところではなかった部分がございます。検討の余地があると思っています。また事務局において、議論させていただきたいと思います。ありがとうございます。
委員長	部会の皆さん方にも今の点について、また少し議論を今後進めていただければと思います。計画の策定手順、市の行政上の最高ルールが総合計画となります。それとの関係をどう考えたらいいのか。それから、まちづくり協議会の役割ということをもっと詳しく書いていく可能性もあるよね、ということ。 ここでは「その活動」というような一般的な言い方になっていますが、どこまで具体的に書いていくのか難しいところがあります。その基本的な役割みたいなものを考えてはどうだろうか、というご意見もありました。一度ご検討いただければと思います。 今後、市長が定める規則、運用するための要綱、さらには市民の方に向けての広報媒体等を作成されると思います。そのような中、具体化されるプロセスもあるかと思います。しかしながら、基本的な方向は、本条例の中で一定は示しておく必要があるかもしれません。このところ少しご検討、ご議論いただければと思っています。その他、何かございますか。
委員	先ほどの件について質問ですが、本推進委員会では、規則や細則等も含めて検討することになるのでしょうか。
委員長	それは、当委員会の権限から外れますので、行政にお願いすることになります。実際にこういうものを作るのか、それから実際の運営マニュアル等、行政が作成する段階で、本委員会にご相談があるのではないかと思います。 基本的な方向についての確認や本来の趣旨に沿っているかをチェックするというのは私どもの役割です。要綱や規則が出来て、広報用パンフレット等が仕上がれば、事務局からご報告があって、その際に委員の皆様からご意見をいただくような格好になるのではないかと思います。その他、いかがでしょうか。

委員	私が住む地域では、条例（素案）に掲載されている内容の活動を概ね実施しています。自治会、校区福祉委員会、ボランティア団体が様々な場面で関わっていて、既にまちづくり協議会に近い状態で活動しています。本条例が制定されれば、まちづくり協議会という名前に変わるだけだと思いますが、市が認めてくれたら50万円いただけるという認識でよろしいでしょうか。
事務局	お答えさせていただきます。現在、自治会等で活発に活動をいただいているような地域、校区もあろうかと思います。 自分たちの地域のために、様々な団体と手を組んでいく。さらに活動をより良くしていくために取組んでいくとなれば、それは地域まちづくり協議会の形としては近いものであると思っています。 概ね小学校区単位としていますので、様々な団体に関わりながら、ネットワークを作っていただき、まちづくり協議会だというのはありだと思います。 ただ、先ほど委員が述べられた、自治会だけで名称を変更してまちづくり協議会に変えるというのは、参画団体が自治会しかないため、趣旨が違うと思います。様々な団体と手を組みネットワークを広げたうえ、さらに地域をより良くしていこうということができれば、まちづくり協議会に該当し得るのではないかと思います。
委員	先ほど委員が仰った地域では、福祉関係に取組んでおられるとのこと。しかしながら、まちづくり協議会では、その地域の特性を生かして、魅力向上や地域活性に取組むということになると思います。したがって、何った自治会だけではそういったものは難しいという気がします。
委員長	ありがとうございます。様々な担い手の方々にっていただいてネットワークを組んで、まちづくり協議会を作っていく。 そこから新しい活動やこれまでなかなか手が付けられなかったような活動も出来るようになっていく。そういう新しい力を身に付けていただく意味でまちづくり協議会を位置付けていただけたといいかなと思いました。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいですか。
各委員 意見なし	
委員長	それでは、各条文の各条項について様々なご意見をいただきました。目的、参画、住民自治等の言葉をどう整理するか。 また、第2条の用語の整理で住民自治という言葉がありますが、前回提示された素案では、住民自治というものが第1条に入っていました。しかしながら、今回の素案の第1条ではそれが記載されていないということがありました。 さらに、参画という言葉について、前回の素案には記載があったものの、今回の素案には掲載されていない等ご意見をいただきました。 第5条については、もう少しこのまちづくり協議会の活動内容や或いは計画策定、まちづくり協議会の役割についてもう少し細かく書いても良いかもしれないとご意見をいただきました。 第6条については、基本的にはこのままで良いものの、宗教行事に関わるようなものについてはどう整理するのかとのご議論もありました。 また、第5条と第7条の関係では、現状での整理で良いと思いますが、行政との協力或いは補完関係のような事をどのような位置付けになるのかというご質問もあったかと思えます。 また、行政の様々な計画、特に総合計画との関係性、或いは行政のみならず議会の議会基本条例の制定が進んでいますので、こちらとの整理について。 さらには、行政の計画の中では、当然様々なインフラ整備事業がありますが、そうしたものに、このまちづくり協議会がどういうふうに関わっていけるのだろうか、或いは、まちづくり協議会として何をどこまで考えていったら良いのか。この辺りについて少し行政との関係、それから議会との調整の必要があるようであれば少し事務局の方でもご検討をお願いしたいと思っています。 本日、様々なご意見をいただき、本条例の中身が煮詰まってきたように思っています。委員の皆さんの議論を踏まえて、後日部会の皆様方でご議論をいただいたうえ、事務局には、最終的な制定に向けて仕上げを行っていただきますようお願いいたします。 さて、皆様方から様々なご意見をいただきましたが、何か言い残した点やここところは改めて強調しておきたいというような点、今後のまちづくり協議会の条例制定に向けてご意見ございましたら、最後にもう一度お伺いをしておきたいと思います。いかがでしょうか。
委員	第7条で行政の助言及び支援というところについてお聞かせください。当初素案の5条に記載されていた「地域まちづくり協議会と行政を互いに補完し合う」という部分ですが、今回の資料では削除されています。 素案においては、まちづくり協議会と行政との関係性があまり何も書かれてないように思われます。「補完」という言葉を記載することが良くなければ、「協働」とか、そういった形で入れられればいいのかなど思いました。 また、今回の素案の目的の部分で第1条を訂正していただいたところですが、この訂正部分は、むしろ役割の方に移しては如何でしょうか。私としては当初の素案の方がかえってすっきりするかなという気がします。
委員長	貴重なご意見ありがとうございます。この部分については、条例の文言や定義の仕方、第5条での活動内容に関わる部分、第7条での行政との関係をどう整理するのか。その辺りを部会と事務局でもう一度ご議論をいただいたうえ、最終案に向けて整理をしたいと思います。 先ほど委員が述べられた点も含めまして、もし他の委員の方々からもご意見等ございましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
各委員 意見なし	
委員長	それではいくつか宿題が出ました。本日の本推進委員会の議論を踏まえ、さらに充実した条例に仕上げていただきたいと思います。引き続き、よろしくお願いをいたします。 それでは本日の次第の3、阪南市地域まちづくり協議会条例の制定について中間報告のところは以上で納めさせていただきますと思います。

【その他について】	
事務局	今回の日程等について事務局から説明。 (推進委員からの意見、質疑・応答) 委員長 ありがとうございます。今後の進め方という事でお話をいただきました。何名か部会にも関わっておられる委員もいらっしゃいます。ご質問やご要望等ありますか。 委員 前回、検討部会の傍聴に伺いました。やはり傍聴できると流れが理解しやすいので、日程がわかり次第ご連絡をいただきたいです。 委員長 委員からぜひ傍聴したいとご要望がありました。調整等はこれからだと思いますが、日程等決まりましたら、委員の皆様にご連絡いただき、ぜひ傍聴してもらいたいと思います。こちらは事務局にお任せしますのでよろしくお願いいたします。その他よろしいでしょうか。 事務局 1点だけ追加でお伝えさせてください。令和6年5月から市長タウンミーティングを予定しています。タウンミーティングでは、市長が市内を順に回り、現状の財政状況や主に市の取り組み内容等についてご紹介をさせていただいています。地域まちづくり協議会条例の策定や地域まちづくり協議会の必要性等について取り組んでいる旨についても、市民の皆様に向けてご説明させていただく予定です。一旦状況のみご報告させていただきます。 委員長 ありがとうございます。ぜひ委員の皆様方も、機会を見つけてタウンミーティングに出られて色々のご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。 委員 阪南市の現状という事で、先ほど人口減少、高齢化、少子化など言葉が出てきました。これは大きな問題で、市もこれに対して施策をどんどん打っているわけですね。阪南市として、特にどのような対策をとられているのか。具体的なものがあればお聞きしたいと思います。 地域において皆が集まった際、阪南市はこのままではいけないという声は聞きますが、では具体的に何がどう動いているかっていうと、あまり何も聞こえていないような気がします。如何でしょうか。 委員長 ありがとうございます。当委員会の役割から大きく広がってしまうかもしれませんが、地域まちづくり協議会でもこういった問題に直面することと思います。事務局の方で補足をしていただけることがあればお願いします。 事務局 昨日、タウンミーティングを実施しました。その中で我々としましては、少子・高齢化を踏まえ、どういうふうなまちを作っていくのか、魅力あるまちを作らないといけないと、市長から何点か戦略をお示しさせていただきました。まず、市の特性を活かしたような里海山づくりというような事を申し上げました。シティプロモーションとして、市を知ってもらう、魅力を伝えていくという旨をお伝えしています。また、歩きやすいまちをつくろうと10年ほどウォーカブルシティに取り組んでいます。それによって駅前を中心にバリアフリー整備を進めているところです。さらに、子ども・子育て応援として、若い世代を増やす施策にも取り組んでいます。 委員長 ありがとうございます。その他、特になければ以上になりたいと思いますが、よろしいでしょうか。 各委員 意見なし 司会 皆さんありがとうございます。以上で、本日予定しておりました案件についてはすべて終了いたしました。これにて第7期第2回阪南市自治基本条例推進委員会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。